

文字の大きさ [拡大](#) [標準](#)
[色変更・音声読み上げ・ルビ振り](#)

[検索](#)

[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [内部部局](#) > [入国管理局](#) > [統計に関するプレスリリース](#) > [平成15年における難民認定者数等について](#) > 難民認定申請及び処理数の推移

難民認定申請及び処理数の推移

別表 1

平成15年12月31日現在

年 別	申請数	認 定	不 認 定	取下げ等	人道配慮による在留
昭和57年	530	67 ()	40	59	
58年	44	63 ()	177	23	
59年	62	31 ()	114	18	
60年	29	10 ()	28	7	
61年	54	3 ()	5	5	
62年	48	6 ()	35	11	
63年	47	12 ()	62	7	
平成元年	50	2 ()	23	7	
2年	32	2 ()	31	4	
3年	42	1 ()	13	5	7
4年	68	3 ()	40	2	2
5年	50	6 ()	33	16	3
6年	73	1 ()	41	9	9
7年	52	2 (1)	32	24	3
8年	147	1 ()	43	6	3
9年	242	1 ()	80	27	3
10年	133	16 (1)	293	41	42
11年	260	16 (3)	177	16	44
12年	216	22 ()	138	25	36
13年	353	26 (2)	316	28	67
14年	250	14 ()	211	39	40
15年	336	10 (4)	298	23	16
合 計	3,118	315 (11)	2,230	402	275

(注1) 平成7年、10年、11年、13年及び15年の認定のカッコ内は、難民不認定とされた者の中から異議申出の結果認定された数であり、内数として計上されている。

(注2) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮することとされた者の数であり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

法務省の概要メニュー

[法務省幹部一覧](#)

[法務省の沿革](#)

[組織図](#)

[各組織の説明](#)

[内部部局](#)

[地方支分部局](#)

[施設等機関](#)

[外局](#)

[特別の機関](#)

[所管法人](#)

[特別民法法人](#)

[関係団体](#)

[ボランティア](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[法務省政策会議](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[審議会等](#)

[白書・統計](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[電子入札システム](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)